

令 和 元 年 度

芦屋市財政健全化等審査意見書

芦屋市監査委員

芦監報第9号

令和2年8月28日

芦屋市長 伊藤 舞 様

芦屋市監査委員 阿部 清 司

同 ひろせ 久美子

令和元年度財政健全化等の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和元年度決算に係る健全化判断比率及び地方公営企業法の規定を適用しない企業の特別会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

令和元年度芦屋市財政健全化等審査意見

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、市長から提出された令和元年度決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称）及び地方公営企業法の規定を適用しない企業（以下「法非適用企業」という。）の特別会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和2年7月22日から令和2年8月17日まで

第3 審査の方法

本審査は、市長から提出された令和元年度決算に係る健全化判断比率及び法非適用企業の特別会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された令和元年度決算に係る健全化判断比率及び法非適用企業の特別会計に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

1 概要

(1) 健全化判断比率の状況

令和元年度の健全化判断比率は以下のとおりであり、このうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも赤字額が生じなかつたため比率が算定されなかつた。

(単位：%)

区分	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.20	20.00
連結実質赤字比率	—	17.20	30.00
実質公債費比率	11.0	25.0	35.0
将来負担比率	85.5	350.0	

*財政健全化法の規定に基づき、健全化判断比率のいずれかが上記各基準以上である場合には財政の早期健全化又は再生のための計画を定めなければならないとされている。

(2) 資金不足比率の状況

令和元年度の地方公営企業法の規定を適用しない企業（以下「法非適用企業」という。）の特別会計に係る資金不足比率は以下のとおりであり、資金不足額が生じなかつたため比率が算定されなかつた。

なお、対象となる本市の特別会計は、都市再開発事業特別会計のみである。

(単位：%)

区分	令和元年度	経営健全化基準
都市再開発事業特別会計	—	20.0

* 財政健全化法の規定に基づき、公営企業の資金不足比率が上記基準以上である場合には、公営企業の経営健全化のための計画を定めなければならないとされている。

2 各比率ごとの状況

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、地方公共団体の一般会計等（芦屋市においては一般会計及び公共用地取得費特別会計）に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準的な財政規模に対する割合で表したものであり、この比率が高いほど、財政の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

[算定式]

$$\text{実質赤字比率 } (\%) = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

① 実質赤字額の内訳

（単位：千円）

一般会計の実質収支額	786,420	（黒字）
公共用地取得費特別会計の実質収支額	80,857	（黒字）
合計	867,277	（黒字）

* この算定で用いる一般会計の実質収支額は、算定上の取扱いにより、実際の一般会計の実質収支額とは異なる。

② 標準財政規模の算定

（単位：千円）

標準税収入額等	23,429,646
普通交付税額	0
臨時財政対策債発行可能額	0
合計	23,429,646

* 以降の連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の算定において用いる標準財政規模も同様である。

③ 実質赤字比率の算定

以上により、令和元年度の一般会計等の実質収支8億6,728万円の黒字となり、実質赤字額は生じない。この場合、実質赤字比率は算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、実質赤字比率算定の際の一般会計等に加え、特別会計及び公営企業会計を含む全会計に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準的な財政規模に対する割合で表したものであり、この比率が高いほど、財政の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

[算定式]	
連結実質赤字比率 (%)	= $\frac{\text{全会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$

① 連結実質赤字額の内訳

(単位：千円)

一般会計の実質収支額	786,420	(黒字)
公共用地取得費特別会計の実質収支額	80,857	(黒字)
国民健康保険事業特別会計の実質収支額	160,740	(黒字)
介護保険事業特別会計の実質収支額	59,315	(黒字)
駐車場事業特別会計の実質収支額	27,068	(黒字)
後期高齢者医療事業特別会計の実質収支額	98,146	(黒字)
都市再開発事業特別会計の資金不足（剰余）額	25,114	(資金剰余)
水道事業会計の資金不足（剰余）額	1,608,027	(資金剰余)
病院事業会計の資金不足（剰余）額	96,502	(資金剰余)
下水道事業会計の資金不足（剰余）額	726,807	(資金剰余)
合計	3,668,996	(黒字)

*この算定で用いる一般会計の実質収支額は、算定上の取扱いにより、実際の一般会計の実質収支額とは異なる。

② 連結実質赤字比率の算定

以上により、令和元年度の全会計の連結実質収支は36億6,900万円の黒字となり、連結実質赤字額は生じない。この場合、連結実質赤字比率は算定されない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。この比率が高いほど、財政の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

[算定式]	
実質公債費比率 (%) (3か年平均)	$\frac{\text{地方債の元利償還金} + \text{地方債の準元利償還金} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$

① 地方債の元利償還金・準元利償還金の内訳

(単位：千円)

地方債の元利償還金	4,793,600
準元利償還金	1,461,286

* 地方債の元利償還金＝一般会計及び公共用地取得費特別会計の元利償還金

* 準元利償還金＝一般会計から下水道や病院、水道事業会計等へ支出した繰出金や補助金等のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

② 特定財源・元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の内訳

(単位：千円)

特定財源	1,894,018
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,910,906

* これらは実質公債費比率の算定上、上記①の元利償還金から控除される要素である。

③ 実質公債費比率の算定（上記①、②及び下記標準財政規模を算定式にあてはめ。過去2か年の単年度の実質公債費との3か年平均により算定する。）

(単位：%)

令和元年度実質公債費比率（単年度）	7.06653
平成30年度実質公債費比率（単年度）	9.34459
平成29年度実質公債費比率（単年度）	16.81653
令和元年度実質公債費比率（3か年平均）	11.0
標準財政規模	23,429,646

以上のとおり、令和元年度の実質公債費比率は単年度では7.06653%となり、3か年平均は11.0%と前年度に比べ0.4%上昇した。

④ 比率の対前年度との変動要因分析

【分子の構成要素】

(増加で比率の上昇要因、減少で比率の低下要因となる要素)

(単位：千円)

項目	令和元年度	平成30年度	増減額
地方債の元利償還金	4,793,600	5,452,543	△ 658,943
準元利償還金	1,461,286	1,388,816	72,470
計	6,254,886	6,841,359	△ 586,473

(増加で比率の低下要因、減少で比率の上昇要因となる要素)

(単位：千円)

項目	令和元年度	平成30年度	増減額
特定財源	1,894,018	1,827,520	66,498
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,910,906	3,171,322	△ 260,416
計	4,804,924	4,998,842	△ 193,918

【分母の構成要素】

(増加で比率の低下要因、減少で比率の上昇要因となる要素)

(単位：千円)

項目	令和元年度	平成30年度	増減額
標準財政規模	23,429,646	22,888,802	540,844

(増加で比率の上昇要因、減少で比率の低下要因となる要素)

(単位：千円)

項目	令和元年度	平成30年度	増減額
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,910,906	3,171,322	△ 260,416

以上を分析すると、地方債の元利償還金・準元利償還金が昨年度に比べて約6億円減少したため、令和元年度（単年度）の実質公債費比率は平成30年度（単年度）に比べ低下した。

令和元年度（3か年平均）における実質公債比率については、平成29年度に公共用地取得費特別会計において満期を迎えた地方債約25億円の一括償還が行われたことで平成29年度（単年度）の実質公債比率は大きく上昇し、その影響が3か年平均においても残っていることに加え、比率の算定上控除される元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が、阪神・淡路大震災の復旧・復興事業による市債の償還が進んだことで減少したため、令和元年度（3か年平均）は上昇した。

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、借入金（地方債）など、地方公共団体が抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。この比率が高いほど、財政の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

[算定式]	
将来負担比率 (%)	$\frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$

① 将来負担額の内訳

(単位：千円)

地方債残高① (一般会計)	48,713,922
地方債残高② (公共用地取得費特別会計)	1,817,700
債務負担行為に基づく支出予定額	5,073,981
他会計地方債元金償還金に充てる一般会計等負担見込額	10,333,842
組合負担等見込額	48,896
退職手当負担見込額	4,723,099
設立法人の負債額等負担見込額	60,462
将来負担額合計	70,771,902

② 充当可能財源等の内訳

(単位：千円)

充当可能基金	14,505,719
充当可能特定歳入	15,613,007
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額	23,089,656
充当可能財源等合計	53,208,382

*充当可能財源等とは、基金など、将来負担比率の算定上、上記①の将来負担額から控除される要素である。

③ 将来負担比率の算定（上記算定式にあてはめ）

(単位：千円)

将来負担額 (上記①)	70,771,902
充当可能財源等 (上記②)	53,208,382
標準財政規模	23,429,646
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,910,906

以上の結果、令和元年度の将来負担額は85.5%となり、前年度と比べ11.5ポイントの低下となっている。

④ 比率の対前年度との変動要因分析

【分子の構成要素】

(増加で比率の上昇要因、減少で比率の低下要因となる要素) (単位：千円)

項目	令和元年度	平成30年度	増減額
地方債残高① (一般会計)	48,713,922	50,141,380	△ 1,427,458
地方債残高② (公共用地取得費特別会計)	1,817,700	2,496,600	△ 678,900
債務負担行為に基づく 支出予定期額	5,073,981	5,743,105	△ 669,124
他会計地方債元金償還金に充 てる一般会計等負担見込額	10,333,842	9,551,576	782,266
組合負担等見込額	48,896	72,830	△ 23,934
退職手当負担見込額	4,723,099	4,499,651	223,448
設立法人の負債額等 負担見込額	60,462	10,667	49,795
計	70,771,902	72,515,809	△ 1,743,907

(増加で比率の低下要因、減少で比率の上昇要因となる要素) (単位：千円)

項目	令和元年度	平成30年度	増減額
充当可能基金	14,505,719	14,165,698	340,021
充当可能特定歳入	15,613,007	14,918,591	694,416
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入見込額	23,089,656	24,287,686	△ 1,198,030
計	53,208,382	53,371,975	△ 163,593

【分母の構成要素】

(増加で比率の低下要因、減少で比率の上昇要因となる要素) (単位：千円)

項目	令和元年度	平成30年度	増減額
標準財政規模	23,429,646	22,888,802	540,844

【増加で比率の上昇要因、減少で比率の低下要因となる要素】 (単位：千円)

項目	令和元年度	平成30年度	増減額
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	2,910,906	3,171,322	△ 260,416

以上を分析すると、将来負担額から控除される充当可能財源等のうち、元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額等は、阪神・淡路大震災の復旧・復興事業による市債の償還が進んだことで減少している一方、将来負担額のうち一般会計の地方債残高は前年に比べ約14億円と大きく減少し将来負担額全体では約17億円減少したため、将来負担額が充当可能財源等の減少を大きく上回った結果、将来負担比率は低下した。

(5) 資金不足比率

資金不足比率とは、地方公共団体の公営企業会計における資金不足を、その公営企業の事業規模に対する割合で表したものである。この比率が高いほど経営の健全度が低い。

算定式及び算定年度における各算定要素の内訳は以下のとおりである。

[算定式]

$$\text{資金不足比率 } (\%) = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模 } (*)}$$

(*) 事業の規模＝営業収益に相当する額－受託工事収益に相当する額

① 令和元年度の都市再開発事業特別会計の資金不足額は以下のとおり算定される。

(単位：千円)

歳入（ア）	516,468
歳出（イ）	288,560
翌年度に繰り越すべき財源（ウ）	202,794
歳入地方債の現在高（エ）	0
解消可能資金不足額（オ）	0
土地収入見込額（カ）	0
事業の規模	8,419
資金不足額（ア）－（イ）－（ウ）－（エ）＋（オ）＋（カ）	25,114 (資金剰余)

以上の結果、令和元年度の都市再開発事業特別会計は2,511万円の資金剰余となり、資金不足は生じない。この場合、資金不足比率は算定されない。

3 審査のまとめ

(1) 総括

令和元年度の健全化判断比率等についてまとめると、まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額を生じていないことにより比率は算定されない。

実質公債費比率については 11.0%で、前年度より 0.4 ポイント上昇している。この比率は、平成 29 年度公共用地取得費特別会計において満期を迎えた市債の一括償還を行ったことにより当該年度の実質公債費比率が大きく上昇した影響が残っていることが大きく、また、阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に係る地方債の償還が進んだことで実質公債費比率の算定上控除される元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が減少したことなどによるものである。

将来負担比率については 85.5%で、前年度より 11.5 ポイント低下している。これは、将来負担額のうち一般会計の地方債残高は前年に比べ約 14 億円と大きく減少し、将来負担額全体で約 17 億円減少したことによるものである。

法非適用企業に係る特別会計の資金不足比率については、資金の不足額を生じていないことにより比率は算定されない。

(2) 意見

令和元年度決算に係る健全化判断比率・資金不足比率において算定に用いられた各数値については、一般会計及び各特別会計の決算内容とも整合しているほか、算定基礎事項記載書についても適切に記載されており、比率は適正に算定されているものと認められる。しかしながら、算定に用いられている要素は極めて多く、算定過程も複雑であることから、今後とも慎重かつ適正な算定がなされるよう十分留意されたい。

市債残高についてはここ数年、市営住宅大規模集約事業や中学校建替え事業等により一般会計で 500 億円弱の水準のまま推移しており、震災前に比べれば依然多い状況である。今後も J R 芦屋駅南地区市街地再開発事業や中学校建替え事業などで多額の市債の発行を伴う事業が予定されていることから、将来世代への負担についても留意の上、中長期的に安定した水準となるよう常に財政指標の分析をしていくよう努められたい。

以 上

(参考) 健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計

区分		健全化判断比率
一般会計等	一般会計 会計 公共用地取得費特別会計	実質赤字比率
その他の特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計 介護保険事業特別会計 駐車場事業特別会計 後期高齢者医療事業特別会計
	公営企業に係る特別会計	都市再開発事業特別会計 病院事業会計 水道事業会計 下水道事業会計
一部事務組合 ・ 広域連合		阪神水道企業団 丹波少年自然の家事務組合 兵庫県後期高齢者医療広域連合
損失補償している団体		阪神福祉事業団 兵庫県信用保証協会

備考：「法適用」とは、地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業に係る特別会計であり、「法非適用」とは、地方公営企業法の規定を適用しない企業に係る特別会計である。

なお、資金不足比率は、各会計ごとに算定する。

(参考)実質公債費比率及び将来負担比率の10年間の推移

